

小豆島町移住定住促進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町への若者世代のU I Jターンを促進するとともに、空き家の流動化を図るため、島外からの移住者に対し、予算の範囲内で交付金を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 永住の意思をもって本町に住民登録し、かつ、生活の本拠を町内に置くことをいう。ただし、Uターンにあっては、小豆郡外に3年以上継続して住所を有した後に転入した場合又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校の卒業を機にUターンする場合に限る。
- (2) 空き家バンク利用者 小豆島町空き家バンク制度を利用し、取得又は賃借した居宅に居住する者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の対象者（以下「交付対象者」という。）は、空き家バンク利用者であり、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 交付金の交付を申請する日において、満40歳未満である移住者
- (2) 町税、その他の町に納付すべき金銭の滞納がない者
- (3) 過去に、この交付金の適用を受けていない者
- (4) 本町に転入して1年を経過していない者

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象者1人につき5万円とし、1世帯あたり20万円を上限とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小豆島町移住定住促進事業交付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは交付金の交付を決定し、小豆島町移住定住促進事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受けたときは、町長に小豆島移住定住促進事業交付金請求書（様式第3号）を提出するものとする。

3 町長は、第1項の規定による決定に当たって必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(交付金の交付)

第7条 町長は、申請者から、前条第2項の請求を受けたときは、交付金を支払うもの

とする。

（交付金の取消し及び返還）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定又は交付金交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき。

(2) 交付対象者が交付金の交付を決定した日から5年以内に町外へ住所を移転したとき。

(3) 虚偽の申請その他の不正手段により、交付金の交付決定を受け、又は交付金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項に規定する処分を決定したときは、小豆島町移住定住促進事業交付金交付（全部・一部）取消決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。